



発行 東京都

目次

131

規程(交)

○東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………一

規程(水)

○東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程(下水)

○東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程(交)

●交通局規程第九十四号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十一月三十日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

第一条 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程(昭和四十九年交通局規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

職員の区分

<p>一 第二条に掲げる職員のうち、二から四までに掲げる職員以外のもの</p> <p>二 給料規程別表第一交通局企業職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級若しくは給料規程別表第二交通局企業職員給料表(二)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級若しくは給料規程別表第二の二交通局企業職員給料表(二)の二の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「企(一)四級等職員」という。)</p> <p>三 給料規程別表第一交通局企業職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級若しくは給料規程別表第二交通局企業職員給料表(二)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級若しくは給料規程別表第二の二交通局企業職員給料表(二)の二の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級である職員(以下この条において「企(一)五級等職員」という。)</p> <p>四 給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受ける職員(以下「企(七)の適用を受ける職員」という。)</p>	<p>六月に支給する場合</p>	<p>十二月に支給する場合</p>
	<p>百分の百三十</p>	<p>百分の百二十</p>
<p>百分の百十</p>	<p>百分の百</p>	<p>百分の百</p>
<p>百分の七十</p>	<p>百分の六十五</p>	<p>百分の九十</p>

第三条第二項を次のように改める。

2 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若し

くは第二項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

第三条第五項中「百分の百七十五」との下に「、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と」を加える。

第二条 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

百分の百三十	百分の百二十
百分の百十	百分の百
百分の百	百分の九十
百分の七十	百分の六十五

を

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

に改め、同条第二項中「割合の欄の上欄

中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」を「中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の九十」とあるのは

「百分の五十七・五」を「中「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」を「中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と改め、同条第五項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第三十九号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十一月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

第一条 東京都水道局職員の期末手当に関する規程(昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

職員の区分	割 合	
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合
一 第二条第一項の規定により手当の支給を受ける職員のうち二から四までに掲げる職員以外のもの	百分の百三十	百分の百二十
二 給与規程別表第一イに定める水道局給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員	百分の百十	百分の百

三 給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員	百分の百	百分の九十
四 給与規程第八条の二第一項に規定する指定職員(以下「指定職員」という。)	百分の七十	百分の六十五

第三条第二項を次のように改める。

2 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

第三条第三項中「百分の百七十五」との下に「、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と」を加える。

第二条 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を

百分の百三十	百分の百二十
百分の百十	百分の百
百分の百	百分の九十
百分の七十	百分の六十五

を

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

に改め、同条第二項中「割合の欄の上欄

中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」を「中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」に、「割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」を「中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」に改める。

第三条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、「、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第四十五号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十一月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

第一条 東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程(昭和四十七年東京都下水道局管理規程第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項の表を次のように改める。

